①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者
求める実績１
・躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ）60m以上のコンクリート橋脚の工事
求める実績２
・片持ち張出架設工法により架設した最大支間長110m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）連続箱桁橋の工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績１
・躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ）30m以上のコンクリート橋脚の工事
求める実績２
・片持ち張出架設工法により架設した最大支間長55m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）連続箱桁橋の工事
③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合
⒜　経営事項評価点数1,320点以上の土木工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員
求める経験１
・躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ）60m以上のコンクリート橋脚の工事
⒝　経営事項評価点数1,170点以上のＰＣ橋上部工工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員
求める実績１
・片持ち張出架設工法により架設した最大支間長110m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）連続箱桁橋の工事

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に建設業法に基づき配置できること（建設業法第26条３項に該当する工事においては、主任(監理)技術者は専任で配置)。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。ただし､複数の主任(監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。
・土工、橋梁下部工に係る工事経験を有する技術者は土工、橋梁下部工工事が稼動している期間。
・架設工に係る工事経験を有する技術者は橋梁上部工工事の工事現場が稼動している期間。
①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
④　主任（監理)技術者は､元請としてしゅん功した下記の工事の経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、求める経験１、求める経験２に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一のものが有している必要はない｡(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）
１）単体及び特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
求める経験１
・躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ）30m以上のコンクリート橋脚の工事
求める経験２
・片持ち張出架設工法により架設した最大支間長55m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）連続箱桁橋の工事
２）特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する土木工事の構成員が配置する現場代理人、主任(監理）技術者のうち１名以上が、元請けとしてしゅん功した、次に掲げる求める経験１の施工実績を有すること｡ただし、土木工事を２者で施工する場合は、各施工者が配置するものとする。また、特定建設工事共同企業体（乙型）を構成するＰＣ橋上部工工事の構成員が配置する現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、元請けとしてしゅん功した、次に掲げる求める経験２の施工実績を有すること。ただし、ＰＣ橋上部工工事を２者で施工する場合は､各施工者が配置するものとする。
求める経験１
・躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ）30m以上のコンクリート橋脚の工事
求める経験２
・片持ち張出架設工法により架設した最大支間長55m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）連続箱桁橋の工事

⑹　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。
・設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート)］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。
②　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート)］の資格保有者
③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格を有する者。
・照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者又はその者同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。
①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート)］の資格保有者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。
②　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート］の資格保有者。
③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に､「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき､「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。